

## 平成28年第5回教育委員会会議録

日 時 平成28年3月24日（木）午後2時30分 開議  
場 所 尾道市教育会館2階 会議室  
署名委員 中田委員

午後2時30分 開会

○山北委員長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第5回教育委員会定例会を開きます。

本日の会議日程は、印刷配付のとおりです。

本日の会議録署名委員、中田委員、お願いします。

○中田委員 はい。

○山北委員長 日程に入ります。

日程第1、業務報告及び行事予定を議題といたします。

業務報告及び行事予定のうち、重要な項目がありましたら、順次報告をお願いします。

○信藤庶務課長 委員長、庶務課長。それでは、庶務課に関する業務報告並びに行事予定について御報告させていただきます。

まず、業務報告ですが、3月に入りまして、市議会において新年度予算関連の審議をいただいております。3月2日、3日と総体質問があり、7日から10日までの4日間、予算特別委員会が開催されました。教育費につきましては、3日目の9日に御審議をいただきまして、15日本会議において、新年度予算を御承認いただいております。

次に、18日になりますが、市立の幼稚園の修了証書授与式を開催いたしました。また、中庄幼稚園につきましては、修了証書授与式に引き続きまして、閉園式を実施いたしました。昭和31年に設置をされた中庄幼稚園ですが、61年間の歴史に幕を閉じるということになりました。

次に、行事予定でございますけれども、3月31日、4月1日と定例の退職、人事異動に伴う辞令交付式が開催されます。4月28日、定例の教育委員会でございます。以上でございます。

○安保生涯学習課長 委員長、生涯学習課長。生涯学習課の業務報告並びに行事予定を御報告いたします。2ページをご覧ください。業務報告は、記載のとおりでございます。3月6日に第32回尾道市子ども会駅伝大会をびんご運動公園

で開催しました。前日は雨天予報で、開催が危ぶまれましたが、雨も降らず、出場選手400名で活気ある大会となりました。次に、行事予定でございますが、3月30日に（仮称）しまなみ海道トライアスロン大会 in 尾道実行委員会の設立総会が公会堂別館で開催されます。以上でございます。

○加來主幹（社会教育施設担当） 委員長、社会教育施設担当主幹。公民館と図書館の業務報告並びに行事予定の御報告をさせていただきます。3ページをお開きください。公民館の業務報告は、記載のとおりでございます。行事予定ですが、4月4日に嘱託公民館長の辞令交付を行います。

4ページをお開きください。図書館につきまして、順次、指定管理者から報告がありました事業について、中央図書館から各図書館について御報告させていただきます。まず、中央図書館での業務報告ですが、3月12日に子ども茶道教室の発表会が行われました。発表会には、80名の方が参加していただきまして、16名の小学生がお手前を披露したそうでございます。行事予定でございますが、4月23日のみなと祭りにおいて、尾道商業会議所記念館広場におきましてまちかど紙芝居を実施いたします。

5ページをご覧ください。みつぎ子ども図書館の業務報告は、記載のとおりでございます。行事予定では、4月24日に地元の方による図書館ジャズコンサートを行います。

瀬戸田図書館の業務報告ですが、記載のとおりでございます。行事予定ですが、4月13日に生口島子育て支援センターにおきまして、利用案内と読み聞かせを行います。

6ページをお開きください。因島図書館の業務報告ですが、記載のとおりでございます。行事予定ですが、4月20日に子ども読書週間にちなみまして、「親子で楽しむ絵本とわらべうた」という行事を行います。

7ページをご覧ください。向島子ども図書館の業務報告ですが、記載のとおりでございます。行事予定ですが、4月27日にわくわく赤ちゃんと絵本の講座と題しまして、お話会と絵本の選び方の相談を行います。以上でございます。

○細谷因島瀬戸田地域教育課長 委員長、因島瀬戸田地域教育課長。因島瀬戸田地域教育課の業務報告並びに行事予定を御報告いたします。8ページをご覧ください。業務報告並びに行事予定につきましては、いずれも記載のとおりでございます。以上でございます。

○小林美術館長 委員長、美術館長。美術館の業務報告並びに行事予定を尾道市立美術館から順次報告します。9ページをご覧ください。最初に、尾道市立美術館について御説明します。業務報告につきましては、2月6日から3月6日

まで、作者の感性で尾道の風情を写真で表現した第7回写真のまち尾道四季展を開催し、2,277名の来館者があり、1日平均142名でございました。この展覧会は、隔年で実施しており、一昨年の入館者は1,395名で882名の増加となり、大盛況で幕を閉じることができました。3月12日から5月8日まで、特別展「奈良県立万葉文化館コレクション日本画でみる万葉の世界」を開催しており、3月12日には速水流によりまして万葉茶会を行い、55名の皆様がお抹茶を召し上がり、日本遺産を眺めながら万葉の世界を楽しんでおられました。翌13日には、奈良県立万葉文化館の小倉久美子主任研究員により、「万葉歌でたどる大和から瀬戸内の旅」と題して特別講演会を開催しました。

続きまして、行事予定でございますが、この特別展期間中の4月9日には、茶道裏千家淡交会尾道支部の皆様によりまして、万葉茶会を開催します。16日には表千家同門会備後支部、23日には煎茶道三癸亭賣茶流尾道支部の皆様というように4月はほぼ毎週土曜日にいろんな流派の万葉茶会が開催されます。4月10日には、学芸員の作品解説を行うギャラリートークを開催します。

圓鏝勝三彫刻美術館、平山郁夫美術館におきましては記載のとおりでございます。以上です。

○**瀬戸学校経営企画課長** 委員長、学校経営企画課長。学校経営企画課に係る業務報告並びに行事予定について御報告いたします。10ページをご覧ください。まず、業務報告についてですが、3月1日、尾道南高等学校、3月16日に中学校及び百島小学校、3月23日に百島小学校を除く小学校の卒業証書授与式を行いました。どの学校においても、厳粛で、なおかつ、感動のある卒業証書授与式であったと報告を受けております。3月8日、小・中学校校長会を行いました。続いて、行事予定について御報告いたします。3月25日、各小・中学校において、修了式、離任式を行います。3月31日には、辞退職者の辞令交付式を行います。今年度は定年退職、早期退職者は小・中合わせて41名でございます。4月1日、辞令交付式、4月6日、各小・中学校、尾道南高等学校において就任式、始業式を行います。4月7日、小学校の入学式が午前中、中学校の入学式が午後、尾道南高等学校の入学式が夕刻から行われます。4月12日、小・中学校校長会議、4月22日、学校経営サブリーダー研修会。以上です。

○**杉原教育指導課長** 委員長、教育指導課長。教育指導課に係る業務報告並びに行事予定について御説明申し上げます。11ページをご覧ください。初めに、業務報告ですが、記載のとおりです。続いて、行事予定についてでございます。

まず、記載されていないことについて、追加の報告をお願いいたします。4月11日月曜日、教職員経験者5年目研修会を実施いたします。この研修は、他

市町での初任から4年を経過し、新たに尾道市に転入した小・中学校教諭を対象とし、尾道の教育についての理解を図るため、平成26年度から実施しているものでございます。平成28年度は、今のところ小・中合わせて29名が対象となる予定でございます。

続きまして、4月13日水曜日、市内中学校において学力定着実態調査を実施します。実際の調査ですが、新1年生約1,130名が国語、数学、理科、中学校新2年生約1,090名が社会科を受験いたします。結果は、5月下旬に各学校へ通知され、その結果をもとに課題分析、改善策の策定と実施、その後の検証改善へとつなげてまいります。また、この調査と全国学力・学習状況調査、広島県基礎・基本定着状況調査を関連させ、年間を通して各学校で学力向上に向けた取組が計画的に進むよう、現在年間スケジュールの作成に入っています。来年度はこのスケジュールをもとに、各学校における授業改善について指導を進めていく予定です。その他についてはご覧のとおりです。以上でございます。

○山北委員長 それでは、ただいまの報告について御質問、御意見ありますか。ありませんか。

美術館は、お茶会は55名で予定どおりなのですか。あれぐらい来られたら、茶道の方も満足いただけるのかな。できれば定着をしたいですね。だから、毎回館長も和服で。できるだけ皆さん、4月9日か、裏千家、表千家と続いてありますので、行ってもらって。お願いします。

○佐藤教育長 10ページの学校経営企画課の行事予定の4月7日、小学校入学式、27校になっているが、百島小学校は入学者はいなかったのか。ちょっとそこだけ説明してくれますか。

○瀬戸学校経営企画課長 委員長、学校経営企画課長。今御指摘のとおりです。すいません、学校数をそのまま入れていました。

○佐藤教育長 百島は新入生が小学校はいないので、入学式はない。中学校だけ。

○山北委員長 なるほど、わかりました。

もう一つ、教育指導課、学力定着実態調査、全国学力、もう一つ広島県があったですね。いつでしたかね。

○杉原教育指導課長 委員長、教育指導課長。広島県の基礎・基本定着状況調査は6月でございます。

○山北委員長 6月。では、その3つを待って、学力アップに対する幾らか方針をとすることは、今年のことにならないのですか。

○杉原教育指導課長 委員長、教育指導課長。昨年度から、この3つの調査結果

を生かした授業改善の取組は進めてまいりました。昨年度までの反省で、やはり年間を通した見通しが明確になっていないため、どちらかという、課題が出て改善というような後追いの計画になってしまったということがありましたので、来年度は初めから年間を通して調査の分析、改善、その検証ということを学校に明確に示して、それに伴って進んでいくように、要は学校が混乱しないように、計画性を持ってやれるようにということを取り組んでいく予定でございます。

○山北委員長 わかりました。連携をよろしくお願いします。

ほかにありませんか。

○中司委員 はい。その件に関して、またお聞きしたいのですが、去年の学力の調査で課題はいろいろ見つかったということがございましたけれども、それに向けてどんな改善が行われているのかを、ちょっと具体的に、この会議の席で、記録の意味もありますので、教えていただけますでしょうか。

○杉原教育指導課長 委員長、教育指導課長。まず、基礎・基本定着状況調査並びに全国学力・学習状況調査の中で、市で特に象徴的に課題となった問題、それと各学校において大きく課題となった問題について、12月から2月にかけて再調査を行いました。これは、4月、6月の調査結果を受けて、各学校でつくった改善計画の成果がどの程度あるのかということを検証するための調査として、実施しています。2月までの実施報告を見ますと、概ねどの学校でも課題については改善されていましたが、その改善の幅が各学校によってかなりあったということ、また、思ったほど課題が改善されなかった学校については、そのやり方について、やはり課題があるということが、さらに明らかになりました。このたびの改善結果を受けて、特に成果が上がった学校の取組を成果が思わしくなかった学校へお伝えすることで、次の調査に向けての手立て、新たな手立てを打っていただくという形でやっております。

具体的には、繰り返し学習を徹底していた学校は、概ね成果がありました。また、新しいことを学習するとき、既習事項の確認を単元に入る前に確実にやっている学校についても、これも成果があったということは、大体の聞き取りの中から明らかになったことでございます。そういったことを、今後は各学校で、全ての学校で進めていけるように指導してまいりたいと思います。簡単ですが、以上でよろしいでしょうか。

○中司委員 よろしくお願いたします。

○山北委員長 ほかにありませんか。

○村井委員 生涯学習課で、しまなみ海道トライアスロン大会尾道実行委員会が

あると書かれております。スポーツ振興でサイクリングが非常に熱を帯びていますが、生涯学習のスポーツ振興の関係で、体育指導員とかで、サイクリングにかかわるいろいろなスポーツ振興に力を入れられたらどうかと思っていたのですが、大分生涯学習課がかかわるようになって、サイクリングをレベルアップというのか、大事にしていくという、そういうことですか。

○**安保生涯学習課長** 委員長、生涯学習課長。実際にスポーツ推進委員でサイクリングを体験しようということで、一昨年度、推進委員さんが集まって生口島を回ったりしたようなことをやりましたが、実際指導までというところまでは、まだ行き着いてない状況であります。踏み込んで、スポーツ振興という意味でサイクリングをということまでは、まだ検討までは至っておりませんというのが、今、現状です。

○**村井委員** そうすると、これは観光協会とか観光推進担当課が主催をして、生涯学習課は、どういう立場でかわられるのですか。

○**安保生涯学習課長** 委員長、生涯学習課長。ここに挙げていますのは、トライアスロンで、自転車競技も中に含まれますが、スイムとランと自転車のバイクと、3つの競技を鉄人レースといわれる競技であります。以上です。

○**山北委員長** まだ、サイクリング振興まではしてはいないということです。先月話しましたね。これ自体が、今言ったように、生涯学習の視点というよりは、観光の視点でのイベントで、市長部局がやればよいと思う。関係ないことはないけれども、つつがなくやってほしい。

○**村井委員** 私は、こういうことをして、国内外から人を集めてサイクリングをしまなみ海道中心でやっていくと。泳いだり、走ったりも一緒にやっていくというのは非常にいいことなので、それは、ただ、よそから来た人の観光のためにやる行事になってしまわずに、地元も、やはりもっと力を入れて、地元の選手も出る、地元の人と一緒にやるというふうにしたら、いいチャンスではないかと思う。

○**山北委員長** いいと思います。

○**村井委員** そういう観点から生涯学習課さんがやっていただけたら、いいと思います。

○**山北委員長** そういう観点でもない、生涯学習課が受ける意味づけができないからね。だから、そういう観点は外さないようにやられるしかない。

○**安保生涯学習課長** 委員長、生涯学習課長。このトライアスロンについては、スポーツの競技の向上のほうの関係が強く、全国から強い選手を集めての、オリンピックに向けてのスポーツの機運の上昇に絡めて、応援とか、家族の方と

か、友達とかというのは、観光も含めて、来ていただきたいという大会です。以上です。

○山北委員長 いいでしょうか。

○村井委員 いいです。何回も言ったらいけないけれど、よそがやる分のお手伝いで後ろからついていくのではなくて、せっかくのチャンスなので、生涯学習、スポーツ振興という立場から、もっと主体的にやらせてくれと言ったら生きてくるのではないかと思います。

○山北委員長 尾道実行委員会は、誰が出ているのですか。課長も出ておられるのですよね。

○安保生涯学習課長 はい。

○山北委員長 課長以外にはどなたが委員で。

○安保生涯学習課長 委員長、生涯学習課長。教育委員会からは、事務局に、もちろん生涯学習課の職員と、瀬戸田のしまおこし課の関係の方と、あと、委員には富永副市長。

○山北委員長 いやいや、教育委員会。教育委員会の生涯学習課の視点をどこまで声高に言って、イベントの意義づけを言ってくれる人が誰なのかと思って。課長しかいないとしたら、大変な重責を担うことに。

○安保生涯学習課長 委員長、生涯学習課長。実行委員会と、また、専門部会がその中にありまして、そこに宮本教育総務部長も入っていただいて。

○山北委員長 宮本部長と課長が入っておられる。

○宮本教育総務部長 委員長、教育総務部長。実行委員会につきまして、生涯学習課で事務局を担わせていただくことにしておりますので、もちろん競技団体と、地元にも入っていただいて、大会の企画をしてみたいです。ですから、中心的には教育委員会でやらせていただきますので、私自身は委員にはなっておりませんが、事務局として主体的にやらせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○山北委員長 その上で、今の村井委員の視点を忘れないでお願いします。

○佐藤教育長 おっしゃるように、このトライアスロン大会の趣旨というのは、瀬戸田地域の活性化ということが、現段階では一番大きなウエートを占めています。先ほど、村井委員さん、今回も、また、前回から御指示をいただいている部分については、当然しまなみ海道を持つ尾道ですから、当然言われたようにお客さんのためだけでなく、市民自らがサイクリングに興味を持って、主体的に自分も運転しながらお客さんとコミュニケーションができるような、そういった環境づくりが必要だというのは我々も思っております。現段階では、

先ほど課長が申し上げたように、スポーツ推進委員の活動においても、まだペタンクやカローリング等のニュースポーツというところの段階で今とどまっています、サイクリングまで拡げていけていませんが、一つの大きな課題だと認識しておりますので、その辺も踏まえて対応していきたいと思っております。

○村井委員 お願いします。

○山北委員長 いいでしょうか。

それでは、ほかにありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山北委員長 ないようですので、日程第1、業務報告及び行事予定を終わります。

次に、日程第2、議案の審査に入ります。

議案第15号尾道市立幼稚園園則の一部を改正する規則案及び議案第16号尾道市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案を一括して議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○信藤庶務課長 委員長、庶務課長。それでは、議案第15号尾道市立幼稚園園則の一部を改正する規則案及び議案第16号尾道市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案について、一括して御説明いたします。この規則改正は、いずれも本年3月31日をもちまして、尾道市立中庄幼稚園が廃止されることに伴い、関連する規則の一部改正を行うものでございます。議案集の12ページ、13ページをお開きください。まず、議案第15号尾道市立幼稚園園則の一部を改正する規則案についてでございますが、入園定数を定めております別表から中庄幼稚園に係る箇所を削除するものでございます。14ページに新旧対照表をつけておりますので、御確認をいただきたいと思っております。続きまして、15ページをお開きください。議案第16号尾道市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案についてでございます。続く16ページにお示しをしておりますとおり、各園及び園長の公印を定めております別表から中庄幼稚園に係る箇所を削除するものでございます。17ページに新旧対照表を添付しておりますので、御確認をいただきたいと思っております。以上、簡単ではございますが、御審議の上、御承認を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○山北委員長 はい。中庄幼稚園に関する改正ですね。御意見ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山北委員長 ないようですので、これより議案第15号及び16号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山北委員長 異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

続いて、議案第17号尾道市市民スポーツ広場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案及び議案第18号尾道市立学校施設等使用条例施行規則の一部を改正する規則案及び議案第19号選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規則の一部を改正する規則案を一括して議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○細谷因島瀬戸田地域教育課長 委員長、因島瀬戸田地域教育課長。前後して申しわけございませんが、議案集の表紙をご覧ください。ただいま申し上げましたように、議案第17号、第18号、第19号の3案の規則案改正を一括して御説明をさせていただきます。平成28年2月議会におきまして、旧三庄小学校の施設の取り壊し、旧田熊小学校及び旧東生口小学校の市民スポーツ広場への利用転換並びに中庄幼稚園の廃止に伴います関係条例の改正について、議決をいただきました。これに伴いまして、関係する教育委員会規則を改正するものでございます。これが3議案の概要でございます。

議案集18ページと19ページをご覧ください。まず、議案第17号でございますが、市民スポーツ広場に田熊市民スポーツ広場と東生口市民スポーツ広場を加えたことに伴いまして、尾道市市民スポーツ広場設置及び管理条例施行規則で規定しております表、各種様式等に2つのスポーツ広場の名称を加えるものです。議案集22ページに使用時間及び休場日等の表の新旧対照表を掲載しております。

議案集23ページをお開きください。次に、議案第18号でございますが、旧三庄小学校及び旧田熊小学校について、旧学校施設としての使用を取りやめることに伴い、尾道市立学校施設等使用条例施行規則の別表の施設名から両施設を削るものでございます。議案集25ページに別表の新旧対照表を掲載しております。

次に、議案集26ページをお開きください。議案第19号でございますが、提案理由にございますように、中庄幼稚園、旧三庄小学校及び旧田熊小学校を、選挙の際に個人演説会場を開催することができる施設から削るための規則改正でございます。議案集29ページから31ページに規則中の各表から3施設を削除したことによります新旧対照表を掲載しております。いずれも施行期日は平成28年4月1日からとしております。以上、改正の概要を3議案一括で御説明いたしました。御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○山北委員長 それでは、3議案を一括して御質問ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山北委員長 それでは、議案第17号及び18号、19号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山北委員長 異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第20号尾道市教育委員会事務局組織並びに処務規則の一部を改正する規則案を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○加來主幹（社会教育施設担当） 委員長、社会教育施設担当主幹。議案第20号尾道市教育委員会事務局組織並びに処務規則の一部を改正する規則案の説明をさせていただきます。議案集の32ページ、33ページをご覧ください。本案は、生涯学習課の事務分掌に「図書館に関すること」を追加するための規則改正でございます。平成27年4月1日の機構改革の際、諸規則の改正をいたしましたけれども、この一つだけが漏れておりましたので、今回整理をさせていただきます。改正をお願いするものでございます。新旧対照表につきましては、34ページに記載しておりますとおりです。御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○山北委員長 別に支障はなかったのかね。

○加來主幹（社会教育施設担当） はい。

○山北委員長 御質問、御意見ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山北委員長 ないようですので、これより議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山北委員長 異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第21号尾道市嘱託公民館長の委嘱についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○加來主幹（社会教育施設担当） 委員長、社会教育施設担当主幹。議案第21号尾道市嘱託公民館長の委嘱についての説明をさせていただきます。議案集35ページをご覧ください。本案は、尾道市嘱託公民館長を36ページと37ページに記載された名簿のとおり、委嘱したいので御承認を求めるものでございます。嘱託公民館長の選考は、3年経過及び5年経過となる7つの公民館につきまし

て、推薦母体である地区団体等に推薦依頼をして行いました。その他の21公民館は継続としております。全部で28名の選出をいたしたところでございます。28名の内訳ですが、男性が25名、女性が3名、現状と同じ状況でございます。平均年齢は65.4歳となります。御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願ひいたします。

○山北委員長 御質問、御意見はありますか。

○中司委員 数年前に男性ばかりでしたから、前回の改正のときに3人というのは大変喜ばしいことだというふう感じたのですが、もう少し増やすことはできないでしょうか。

○加來主幹（社会教育施設担当） 委員長、社会教育施設担当主幹。こちらとしても、地区の団体さん等に説明をしてまいりたいと思います。今は地区からの推薦をいただいて適任の方をということで御推薦をいただいておりますので、もう少ししっかり説明をさせていただきつつ、女性の方等の登用も含めてお願ひしてまいりたいと思います。

○中司委員 男性ばかりだったときに、なぜ男性かという、夜間もいなくてはいけなからという御説明もいただいたことがあったのですが、この3人の方たちがきちんと務めてくださって、継続になっているということから考えますと、半分ぐらいは女性になってもいいのではないかという気がいたしますので、推薦のときにぜひ女性をという一言をよろしくお願ひいたします。

○山北委員長 はい。それで、今この構成でトラブルというか、聞こえてきていることはない。あるでしょうね。あるけれども、それに対する対応は丁寧にしてあげてください。この方たちだけで対応できることではないからね。よろしくお願ひします。

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山北委員長 ないようですので、これより議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山北委員長 異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第22号尾道市立小学校、中学校及び幼稚園の管理並びに学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○瀬戸学校経営企画課長 委員長、学校経営企画課長。議案第22号尾道市立小学

校、中学校及び幼稚園の管理並びに学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案について御説明いたします。

38ページをお開きください。本議案は、尾道市立小学校、中学校及び幼稚園の管理並びに学校教育法の実施に関する規則の一部を別紙のとおり改正したいので、教育委員会の承認を求めるものでございます。提案理由についてですが、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に伴う職制の見直し、及び行政不服審査法の全部改正に伴って不服申立制度が変更されたことにより、様式を改めるための規則改正でございます。39ページから41ページまでをご覧ください。今回の改正は、県立学校において職員の職名を見直すことで簡素な職制とし、その職責を明確にすること、また、そのことによる給料表の改定をするために職員の給与に関する条例が改正されました。これに伴って、市町立の小・中学校の職員においても同様の職制を導入することから、管理規則を改正するものでございます。41ページの新旧対照表をご覧ください。具体的には、主任栄養専門員と栄養専門員を統合して栄養主幹に、また、事務専門員と総括事務主任を事務主幹に統合するというものです。

○**杉原教育指導課長** 委員長、教育指導課長。続きまして、教育指導課分の入学通知書の様式変更について御説明いたします。行政不服審査法の全部改正に伴いまして、不服申立ての手續が変更されたことにより、当該規則に規定の様式であります入学通知書の不服申立ての教示内容を変更することとなりました。42ページ、43ページに改正前と改正後のものをお示ししております。

行政不服審査法は、行政処分に関し、国民が行政庁に不服を申し立てる制度を定めておりますが、公平性や使いやすさの向上等の観点から、50年ぶりに法が改正されています。主には、従来<sup>の</sup>異議申立てが廃止となり、審査請求に一本化され、60日とされていた審査請求期間が3カ月に延長されました。従いまして、入学通知書の教示内容の「異議申立て」を「審査請求」とし、審査請求期間「60日以内」を「3カ月以内」に、また、教育委員会の「決定」を「裁決」に変更しております。なお、今後審査請求が発生した場合は、審査庁は教育委員会となりますので、教育委員会で審議し、裁決を行うこととなります。以上、規則の改正について御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○**山北委員長** 何かよくわからないのですが、この22号は専門員や主任が主幹になったりということと、異議申立ての文章の修正と、どう考えればよいのですか。

○**佐藤教育長** 委員長、教育長。別のものです。基本的に、同じ規則の中にある

ものですから、一本の規則改正をしています。今回の改正の内容は2種類あって、1つは職制の見直しの部分と、1つは行政不服審査法の手続が変わったこと、その2つです。ちょっと説明がわかりにくかったかもわかりませんが、基本的に県におかれて9級制の給料表のたてりを7級制に見直されていました。それに伴い、尾道市の規則も県に準じて変えようという内容です。

もう一つの行政不服審査法の改正は、要は今まで不服申立てがあつて、教育委員会が行政処分をします。それについて、不服があつたときには教育委員会にしてきました。上級官庁がないわけですから、行政処分をした尾道市の教育委員会が決定をして、その後の手続関係ができない。尾道市教育委員会に上級官庁がないわけですから、処分官庁がした行政処分に対して、異議申立てがあつても、この段階で却下されたら、次の上級官庁に行くことができなかった。そういった不備もあつたので、審査請求という形をとって今回処理をしたという私は認識なのだけれど、補足があればしてください。

○**宮本教育総務部長** 委員長、教育総務部長。今までの不服申立ての制度は、先ほど教育長が申し上げたように、上級庁が、さらに上の庁があるかないかで、異議申立てと審査請求という2つの仕組みがありました。このたび、法が改正になりまして、全て審査請求に一本化されたというのが、簡単に申し上げるとそういうことです。ですから、今までは市の教育委員会が行った処分に対して、不服があつた場合は異議申立てということで行っていたので、様式中に異議申立てという言葉を入れていましたけれども、全て審査請求という形で受けるということになりましたので、言葉のほうを審査請求に改めさせていただきます。

○**山北委員長** それが市民なり、こうしたことをされている人にどう便利になったのか、その辺はどうですか。上級庁がないというのは、教育委員会の上にはどこもないという意味ですか。

○**佐藤教育長** 尾道市も同じなのです。

○**山北委員長** 県教委とか文科省とか、そういうことではない。それは上級庁ではない。

○**宮本教育総務部長** 上級庁ではない。

○**山北委員長** 上級庁があるシステムというのと、例えばどんなどころがある。

○**宮本教育総務部長** 国等と言いますと、出先機関が行政処分を行った場合は、例えば本庁へ行くということがございます。

上級庁がないということで、このたびの法改正で一つ大きく変わっておりますのは、第三者機関を設けて最終的な裁決を行いなさいということが加えられ

ておりますので、その部分では最初に処分を行った行政庁が直接再度決定を行うという仕組みから改められて、外の目が入った形で再度決定を行うという仕組みは取り入れられております。

○佐藤教育長 補足すると、市長部局においてはそういった第三者組織をこの法改正に伴って作っていかれるという段取りを踏まえていく予定です。行政委員会、教育委員会は行政委員会になりますから、行政委員会は対象の外にあります。ですから、教育委員会の状況だけで言うと、法整備は変わって不服申立てが審査請求になったのですが、市長部局はそういった第三者機関が置かれる対象に、教育委員会は対象ではないので、扱的には余り大きく変わらない。ちょっと逆にわかりにくくなったかもわかりませんが。

○山北委員長 別の視点でいくと、教育委員会でこうやって話しするのが正義でも何もないし、正解もないし、そういう意味でも異議申立てや不服申立てというのはあるべきで、それが第三者機関の設置という形でということでもいいのですか。今まで自殺のことがあったり、いじめがあったりしたら、第三者機関がその都度していたけれども、それは今後申請があったら…。

○佐藤教育長 別の話ですね。いじめに対する第三者機関とは。

○山北委員長 そうすると、ここで決めたら、それで全て終わり、上級機関がないからというわけでなくて、別の機関での裁断を仰ぐということですか。

○佐藤教育長 市長部局においては、上級官庁がないので第三者機関の設置でそういう手続を行います。教育委員会は行政委員会ですから、今のところ法整備上はその対象のところがないというのが現状なのです。今後どうなっていくかというのは、あります。

○山北委員長 でも、市がやる第三者機関と同じようなものは、今後は要るのでしょうか。どうなのですか。

○杉原教育指導課長 委員長、教育指導課長。最初に委員長さんの質問にありました市民にとってどうなのかというところについてなんですが、これまで異議申立てとなりますと、これは異議申立てだけということで、その異議申立てに弁明書とか反論書といったものが添付することができませんでした。このたび、審査請求という形になれば、この処分についての弁明書、あるいは反論書を提出して、つまりこういう理由でここについては納得いきませんというものをつけて教育委員会に提出することになります。教育委員会としては、その弁明書や反論書の中身をもとに、再度審査をするという、そういう形になりますので、市民にとってはそういった面について、より明確に理由をつけて請求ができるという、そういうふうに改善されています。

○山北委員長 やりとりのシステムが少し優しくなった、いわゆる相手に対して優しくなったということですね。

○杉原教育指導課長 委員長、教育指導課長。審査の方に、理由を明確にした上での請求をすることができるようになったという形です。

○山北委員長 改悪ではないということですね。同じ22号で、もう一つは、主任栄養専門員、それから栄養専門員、それから総括事務主任、こうしたものが事務とか栄養主幹になるのですよね、今度シンプルになって。これで、給料は変わっていくのですか。

○瀬戸学校経営企画課長 委員長、学校経営企画課長。主任栄養専門員と栄養専門員のほうで言えば、もともと給料表は同じ等級でした。名称が栄養主幹に統合されたということです。事務のほうで言えば、事務専門員と総括事務主任は給料表5級と4級というふうに別だったのを統合して一つの給料表にする。

○山北委員長 上に上げたわけですか。

○瀬戸学校経営企画課長 はい。全体的に見れば、緩やかに大きく上がっていくというような形に変わると思います。

○山北委員長 わかりました。

それでは、ほかにありますか。いいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山北委員長 ないようですので、これより議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山北委員長 異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第23号向東小学校学校運営協議会の再指定及び委員の委嘱についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○杉原教育指導課長 委員長、教育指導課長。議案第23号向東小学校学校運営協議会の再指定及び委員の委嘱についての説明をいたします。44ページから46ページでお示した向東小学校学校運営協議会の再指定及び委員の委嘱についてをご覧ください。本議案は、向東小学校学校運営協議会を、尾道市学校運営協議会規則第3条に基づき、再指定するとともに、再指定に伴い、尾道市学校運営協議会規則第9条に基づき、別紙のとおり委員を委嘱したいので、教育委員会の承認を求めるものでございます。

向東小学校は、「地域は学校のために、学校は地域のために」というスローガンのもと、地域とともにある学校を目指しております。向東地区は、地域か

らの協力体制が確立しており、学校の管理運営に地域住民等が参画することで、保護者や地域のニーズを学校の教育方針の決定や教育活動の実践に反映させ、学校と保護者、地域が協働し、子どもたちの成長を支える学校づくりが進んでおります。学校運営協議会として、再指定することにより、今後も学校と地域が連携をさらに強化し、協働して地域とともにある学校づくりを推進することが期待されます。

再指定に伴い、今回委嘱する委員は7名でございます。4号委員につきましては、向東中学校長を委嘱しており、平成28年度の人事異動に伴う変更でございます。他の6名は、全て再任となっております。委嘱期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までであり、男性5名、女性2名、平均年齢は53.6歳でございます。女性委員の積極的な登用については、2号委員である地域住民で男女比を1対1としているところでございますが、他の委員につきましては、これまでの流れや役職等によるものであり、このことについて昨年度からの変更とはなりません。今後もコミュニティ・スクールの目的を果たす協議会のあり方として、女性委員のさらなる登用について、学校と相談しながら検討してまいります。以上、御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○**山北委員長** 向東小学校学校運営協議会、コミュニティ・スクールのことですね。これは、県教委からではなくて、尾道市教委が決めていけばいいことですね。土堂小学校コミュニティ・スクール、2番手で向東小学校が決定されて、あの地域に則った、コミュニティ・スクールに決定しなくても、賑やかなコミュニティが取り組まれている地域だから、ある意味、土堂とは別の意味でのコミュニティ・スクールのレベルアップというか、新しい形がつかれるとは思ったのですが、どうなっているかよくわからない。結局、運営協議会委員をつくって、つくってないときと違ってどうなっているかということの検証がない。そういうシステムにすること自体だけでもよかったということなのか、何か変わっていったものがあるのか、その辺がどうなのですか。これをする事自体は悪いとは思わないのだけれど。

○**杉原教育指導課長** 委員長、教育指導課長。まず、向東小学校につきましては、指定をされて3年が今終わっております。その中で、これまでも地域住民の学校への協力ということは非常に積極的に行われていましたが、この学校運営協議会の中で、地域の人材あるいは教育のほうへ十分貢献できるといった、そういった材料についての情報が非常に集まりやすくなりました。また、学校の教育方針と、地域のそういった資源の活用について、この協議会の中で具体



的な議論をすることができるようになりましたので、学校が地域に求めることというものも、より明確になってまいりました。もともと、向東の地域は学校に非常に協力的だったのですが、あれもこれもということではなくて、より子どもたちの教育に有効であることについての吟味とか精選といったことについて、この協議会は大きな役割を果たしているかと感じています。導入されていない地域と比べてどうなのかということについて、検証の視点等も明確にしていまないので、今お答えすることはできないのですが、成果としては今のようなことがあるかと思います。

○**山北委員長** 成果が幾らかでも確認できればよいです。前にも言ったように、このコミュニティ・スクールをほかの地域へも当てはめていこう、それで地域との連携をという思いもあったので。2号委員は1期目と変わらないですね。

○**中司委員** そうですね、留任ということですか。

○**山北委員長** ずっと留任できていますね。いつかの時点で、市議員がこの地区で2人、3人と出たときという意味では、次は、政治家は入れないほうがいいかもしれないと思います。以上です。

○**佐藤教育長** この3条に基づき再指定というのは、再指定の期間はあるのですか。ここに条文がないのだけれども、3条に基づいて再指定するとある。再指定というのは3年間で、再指定に伴い第9条に基づき委嘱するということで、再指定の期間が3年間というのなら、委嘱の期間が単年というのとの兼ね合いをちょっと説明してくれると、皆さんわかりやすいと思う。

○**杉原教育指導課長** 委員長、教育指導課長。まず、尾道市学校運営協議会規則、平成17年に策定したものの指定期間については、第3条において、教育委員会が、この指定した学校の年度単位を、原則として3年としております。3年が過ぎた段階で、再指定することができるように示しております。

また、委員の委嘱につきましては、第9条におきまして、10年以内で教育委員会が任命するとしております。第10条におきまして、委員の任期は1年としております。まず、3年の指定が終わった時点での再指定ということについて、それから委員の任期の1年が過ぎたところについての委員の指定ということ、この2つのことをこのたび提案させていただいております。

○**山北委員長** そういうことですね。

○**佐藤教育長** 土堂も同じ規則に基づいて、この形をとっている。ありがとう、わかりました。

○**山北委員長** これより議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山北委員長 異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

議案第24号教育委員会事務局の管理職職員の任免を行うことについてを議題といたします。

本案の審査は人事案件ですので非公開が適切かと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山北委員長 異議なしと認め、議案第24号は非公開とし、後にやらせていただきます。

以上で日程第2議案の審査を終わり、次に日程第3、報告協議に入ります。

報告第4号尾道市立学校職員衛生管理要綱の一部を改正する要綱についての報告をお願いします。

○瀬戸学校経営企画課長 委員長、学校経営企画課長。報告第4号尾道市立学校職員衛生管理要綱の一部を改正する要綱を次のように決めましたので、御報告いたします。49ページをお開きください。この尾道市立学校職員衛生管理要綱は、職員の安全及び健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進することを目的として定めた要綱です。具体的には、その目的を達成するために安全衛生管理体制の整備や健康診断の実施などをコンパクトに掲載したものです。このたびは、関係法令等の改正により、広島県立学校職員栄養管理要綱が改正されたことから、尾道市立学校職員栄養管理要綱を改正したものです。主な改正点は、保健管理医の業務についてですが、労働安全衛生法及び労働安全衛生法施行規則で規定する産業医と同等の業務、そして、学校保健安全法施行規則で規定する医師の業務としたことです。以上です。

○山北委員長 御質問、御意見ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山北委員長 以上で日程第3を終わります。それでは、これより非公開審査に入ります。

その前に、そのほか何か御質問、御意見がありましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山北委員長 ないようですので、これより非公開とさせていただきますので、関係者以外の退席をお願いします。

午後3時35分 休憩

(非公開審査)

○山北委員長 以上をもって本日の日程は終了しました。

これをもって本日の会議を散会すると同時に、第5回教育委員会定例会を閉会いたします。

なお、次回の定例教育委員会は、4月28日木曜日、午後2時30分からを予定しております。

お疲れさまでした。

午後4時0分 閉会

尾道市教育委員会会議規則第20条第2項の規定によりここに署名する。

尾道市教育委員会 委員長

尾道市教育委員会 委員

尾道市教育委員会 書記